

家庭用コージェネレーションシステムパッケージ契約  
〈発電プラン〉  
(選択約款)

2026年7月1日実施

武州瓦斯株式会社

# 目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 割引制度	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更	5
12. 解 約	6
13. 精 算	6
付 則	
1. 本選択約款の実施期日	7
2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	7
(別表第1)	
1. 早取料金および消費税等相当額の算定方法	8
(別表第2)	
1. 適用区分	10
2. 料金表	10
(別表第3)	
1. 第一種割引 (ドライ割)	12
2. 第二種割引 (床暖割)	12
3. 第三種割引 (セット割)	12

## 1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが申し込みを行い、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力、または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (3) 「ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含まれません。
- (4) 「乾燥機」とは、「ガス温水浴室暖房乾燥機」または「ガス衣類乾燥機」をいいます。
- (5) 「ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行う機器をいいます。
- (6) 「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、衣類の乾燥を行う機能を有する燃焼機器、または熱源機により温水を供給して衣類の乾燥を行う機器をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税等相当額の消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (9) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (10) 「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。
- (11) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

## 4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅において家庭用コージェネレーションシステムをお使いの場合で、家庭用コージェネレーシ

ョンシステムによって供給される電気と温水を住宅内でご使用になること。

- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力の合計が 16 立方メートル毎時以下であること。
- (3) 家庭用コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が 500W 以上 5kW 未満であること。
- (4) 当社が（1）および（2）と（3）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、（4）に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (4) ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (5) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、この契約期間は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) （5）に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
  - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (7) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から 1 年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (8) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (9) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約

の申し込みを承諾できないことがあります。

- (10) 新たにガスの使用を開始する場合であって、当社が4に定める適用条件が満たされていることを確認した場合は、一般ガス供給約款に定める建築事業者は、ガスを使用されるお客さまのため、この選択約款に基づく契約を当社が定める申込み方法により、ガスを使用されるお客さまに代わって申し込むことができます。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、7（1）により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。
- ①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。
  - ②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、8（2）②により算定した平均原料価格が8（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2-2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1-6のとおりといたします。

(算式)

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) 8(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

85,290円

②平均原料価格（トン当たり）

別表第1～6に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9501 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0561 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の本社および営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 割引制度

(1) この選択約款が適用されているお客さまであって、乾燥機または床暖房をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引（ドライ割）

適用条件 乾燥機をご使用の場合

第二種割引（床暖割）

適用条件 床暖房をご使用の場合  
第三種割引（セット割）

適用条件 乾燥機をご使用かつ床暖房をご使用の場合

- (2) 割引制度の適用開始日は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。ただし、申し込みを承諾した日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。
- (3) 割引制度の適用終了日は、この選択約款に基づく契約が解約された日といたします。
- (4) 当社は、第一種割引は別表第3-1を、第二種割引は別表第3-2を、第三種割引は別表第3-3を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、9（1）に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。
- (6) 変更後の割引種別の適用開始日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。
- (7) 当社に割引制度適用に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合9（1）の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、9（1）の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (9) 9（7）または9（8）の申し出に基づく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (10) 当社は、9（1）の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、または速やかに割引制度の適用を終了できるものとします。

## 10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 11. 契約の変更

2の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款に基づく契約を変更することができるものといたします。

## 12. 解 約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、5(7)の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、この選択約款にもと基づく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) 12(1)または12(2)の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

## 13. 精 算

- (1) 12(2)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- (2) 9(8)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが9(1)の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金(条件を満たす割引種別がない場合は7に規定する料金とします。)とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、2026年7月1日から2026年7月31日までに支払義務が発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(2) 2026年7月1日が含まれるこの選択約款の契約期間は、選択約款(2019年10月1日実施)の契約の締結時または継続時に定めた契約期間を継承するものいたします。

(別表第1)

早収料金の算定方法および消費税等相当額の算定方法

1. 早収料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものいたします。
2. 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。
3. 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
4. 割引額は、割引前料金額に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の早収料金の算定式は次のとおりとなります。

早収料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額＝基本料金＋単位料金×使用量（1円未満の端数切り捨て）

割引額＝割引前料金額×別表第3に定める割引率（1円未満の端数切り捨て）

ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額＝0円

5. 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。  
(1円未満の端数切り捨て)
  - ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
  - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

6. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

は、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,200円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	207.18円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,586円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	137.88円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,906円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	111.48円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表D

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4,973円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	100.81円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第3)

割引制度の割引率

1. 第一種割引 (ドライ割)

割引率	3パーセント
-----	--------

2. 第二種割引 (床暖割)

割引率	5パーセント
-----	--------

3. 第三種割引 (セット割)

割引率	8パーセント
-----	--------